

「新大宮ナイトヘルパーステーション」重要事項説明書

当事業所は御契約者に対して指定夜間対応型訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容・契約上、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

新大宮ナイトヘルパーステーション

京都市指定 第90100033号

1. 事業者

法人名 社会福祉法人七野会
電話番号 075-466-5095
代表者氏名 理事長 井上 ひろみ
設立年月日 昭和60年 7月 24日

2. 事業所の概要

種類 指定夜間対応型訪問介護事業所
事業の目的 指定夜間対応型訪問介護は、介護保険法令に従い、ご契約者が居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
名称 新大宮ナイトヘルパーステーション
所在地 京都市北区紫竹西南町65-34たいほう3階
電話番号 075-492-3978
管理者名 駒居 享生
運営方針 事業所の訪問介護員等は要介護者等の心身の特性をふまえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において通報によりその者の居宅を訪問し、排泄の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるよう援助を行う
事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
開設年月日 平成 18年5月1日

3. 通常の事業の実施地域

京都市北区、上京区、中京区全域
右京区の丸太町通以北・府道29号以南・国道162号線以東の地域
左京区の北山通以南・高野川以西の地域
宝ヶ池通以西・松ヶ崎西山以南の地域

4. 営業日及び営業時間

営業日 日曜日～土曜日

営業時間 午後18時00分～翌午前8時00分

(新大宮ナイトヘルパーと契約することで上記の時間の緊急時の訪問を行います)

5. 職員の体制(職員の配置については指定基準を満たしております)

職種	資格	人員	職務の内容
管理者	介護福祉士	1名 (1名)	職員を指導監督し適切な事業の運営をはかるよう統括する
オペレーター	介護福祉士	8名 (7名)	内容をお聞きし、必要と判断すればヘルパーの要請、必要に応じ関係機関への連絡等を行う
	看護師	2名	
面接相談員	介護福祉士	7名 (7名)	訪問介護の利用申込みに係る調整、訪問介護員などに対する技術指導、訪問介護計画の作成などを行う
訪問介護員	介護福祉士	20名 (20名)	事業の目的にあたる内容を実施する
	介護養成研修2級課程修了者(ヘルパー2級) 実務者研修修了者 初任者研修修了者	1名 (1名)	

()内は、他業務と兼務している員数

6. 利用料金表

別紙記載の通り

7. サービスの開始・サービス利用の終了

契約日から利用開始となります。終了日は申し出により終了日が決まります。

8. その他の経費

- ・ケアコールの端末は電話回線に設置しますが、ご利用者宅から事業所への通報に係る通信料はご利用者負担となります。
- ・3ヶ月ごとのモニタリングやその他必要に応じて行う機器のテストに係る通信料も、ご利用者負担となります。
- ・固定電話の場合は、ご利用者ごとの契約内容によって通信料は変化します。
- ・携帯の端末をご利用されている方は、午後9時から午前1時の間のご利用者から事業所への通報に係る通信料は、ご利用者の負担となります。
- ・訪問介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。
- ・通常の事業の実施地域を越えてサービスを実施する場合には、交通費として以下の料金をいただきます。

通常の実地地域を越えた地点から、片道1kmあたり30円(税込料金)

9. 利用料金のお支払い方法

毎月、15日頃までに前月分の請求をいたしますので、以下の方法によりお支払いください。なお、入金確認後、領収書を発行いたします。(継続してご利用の場合、翌月の請求書の裏面が領収書となる場合があります)

支払い方法	支払い要件等	引落日/支払期日
口座引き落とし	① ゆうちょ銀行のいずれかの、ご指定の口座から引き落としいたします	毎月28日(土日祝の場合は翌営業日)
	② 京都銀行のいずれかの、ご指定の口座から引き落としいたします	毎月25日(土日祝の場合は翌営業日)
	③ 京都中央信用金庫のいずれかの、ご指定口座から引き落としいたします	毎月25日(土日祝の場合は翌営業日)
	④ 京都農業協同組合(JA)のいずれかの、ご指定口座から引き落としいたします	毎月25日(土日祝の場合は翌営業日)
郵便振替で送金	次の郵便振替口座にて送金ください 口座番号 01020-9-82287 口座名称 社会福祉法人 七野会	28日までにお振込みください
現金支払い	訪問するヘルパーや集金担当者の訪問時にお支払いください。	28日までにお支払いください

10. その他ご利用に関すること

(緊急時の対応)

契約時に決めている内容での対応になります。あらかじめの取り決めがない場合は救急車を呼びます。その場合、ヘルパーは救急車には乗車できません。

(援助時間)

利用料金は1回あたりの計算になりますが、サービスに要する時間は概ね30分未満を標準的な所要時間と考えております。

(緊急要請が重なった場合の考え方)

同時に複数のご利用者から緊急コールが重なった時は、緊急性のあることから順番に訪問させていただきます。例) 転倒→排泄→その他

*特別な利用がある場合は繰り上げて訪問する場合があります。

(機器類)

- ・ケアコール端末(携帯端末)、ペンダント(電池)、キーボックスの一组は基本料金に含まれています。
- ・追加で貸し出しが必要な場合は、別途レンタル契約をしてください。
- ・契約終了後は、速やかに返却をお願いします。

- ・ご利用者、ご家族の過失により破損、紛失した場合は、実費賠償をしていただくことになります。

(援助について)

- ・契約のないご家族の介護はできません。

(モニタリング訪問)

- ・3ヶ月ごと（必要に応じて1ヶ月ごと）に心身の状況を把握するために、面接相談員によるモニタリング訪問を行います。
- ・その際、ケアコール端末（携帯端末）・ペンダント・キーボックスの点検、必要に応じて交換を行います。

(その他)

- ・深夜等に緊急で訪問するため、ご自宅の玄関等必要な場所の写真撮影をさせていただきます。速やかに訪問するため、それ以外の使用目的はありません。また情報を漏らしません。

11. 秘密の保持

- ・事業所職員は、サービス提供をする上で知り得た契約者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- ・事業所職員は、契約者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者及びその家族の個人情報を用いません。

12. サービス提供中の事故発生時の対応について

- ・サービス提供中に事故等が発生した場合には、別途の「緊急時及び事故対応マニュアル」に沿って対応いたします。その際に、利用者およびご家族の安全と権利を守るよう努力すると共に、可能な限り事前に利用者およびご家族の納得、ご了解が得られるようにいたします。
 - ・事業所は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。
- サービス提供中に事故等が発生した場合には、速やかに京都市へ報告いたします。

13. 損害賠償について

- ・当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。
- ・ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、事業者は損害賠償責任を減じる場合があります。

14. 身体拘束の禁止について

- ・当事業所は、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為を行いません。
- ・利用者又は他者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項について記録を残します。

15. 苦情・相談の受け付け

- ・当事業所ではご契約者またはご家族の方からの苦情・相談の受け付けをおこなっています。

所在地 京都市北区紫竹西南町65-34
電話番号 075-492-3979
FAX 075-492-3983
苦情受付担当者 主任・面接相談員 溝口 健次
苦情解決責任者 管理者 駒居 享生
受付時間 終日

- ・運営法人における苦情処理第三者委員による苦情の受付

第三者委員

小川 栄二 (元立命館大学教授)
藤松 素子 (佛教大学教授) 電話 075-491-2141 (佛教大学)
原田 真美 (認知症の人と家族の会京都府支部世話人)
電話 050-5358-6577
(認知症の人と家族の会京都府支部)

- ・尚、当事業所以外にも居宅介護支援専門員、各区役所、国民健康保険団体連合会でも苦情を受け付けています。

- ・京都市北区役所保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-432-1364
- ・京都市上京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-441-5106
- ・京都市中京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-812-2566
- ・京都市右京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-861-1416
- ・京都市左京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-702-1069
- ・国民健康保険団体連合会 電話 075-354-9090
- ・京都府社会福祉協議会内 (京都府福祉サービス適正化委員会)
電話 075-252-2152

16. 第三者評価の実施状況 有

実施した直近の年月日 令和 3年 10月 18日
評価機関 京都市老人福祉施設協議会

交付・説明・同意年月日 令和 年 月 日

指定夜間対応型訪問介護サービスの開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行い交付しました。

新大宮ナイトヘルパーステーション

職名

氏名

私は、本書面に基づいて新大宮ナイトヘルパーステーションから重要事項の説明を受け、指定夜間対応型訪問介護サービスの提供開始及び利用料の徴収について同意し、受領しました。また、サービス担当者会議等において利用者及び家族の必要な個人情報の提供についても同意いたしました。

利用者 氏名

署名代筆者 氏名

(本人との関係)

夜間対応型訪問介護利用料金表

記載は円（自己負担額分） 単位：10.7円

<基本>

	基本夜間対応型 訪問介護費 989単位（月）	定期巡回サービス 費 372単位（回）	随時訪問サービス 費（Ⅰ） 567単位（回）	随時訪問サービス 費（Ⅱ） 764単位（回）
1割負担	1,058	398	606	817
2割負担	2,116	796	1,213	1,634
3割負担	3,174	1,194	1,820	2,452

* 料金表の金額は1月または1回あたりの自己負担金額ですが、単位数計算上の端数整理により月ごとには誤差が生じる場合があります。

* 介護保険の給付の範囲を超えた場合は上記以外に自己負担が発生することがあります。

* 個別の保険料支払い状況により、給付が行われず、上記を超す利用料の支払いが発生する場合があります。

* 通常、基本費は1月包括請求となりますが、利用開始月と利用終了月は日割り請求となります。

* 1月在宅におられない月の場合は、利用料は発生しません。但し、月の途中で入院やショートステイをご利用された場合は、基本利用料が発生します。

<加算> ① 1割負担の方 ② 2割負担の方 ③ 3割負担の方

☆24時間通報対応加算 （月：610単位） ① 652円 ② 1305円 ③ 1958円

夜間対応型訪問介護の営業時間外（8時～18時）に緊急コールされた場合の応答や訪問調整、ケアマネジャーなどの連絡などを対応させていただきます。

☆サービス提供体制強化加算Ⅰ （回：22単位） ① 23円 ② 47円 ③ 70円

別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして京都市長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算する。

☆中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の5%分を所定単位数に加算している。

☆認知症専門ケア加算Ⅰ （日：3単位） （Ⅰ） ① 3円 ② 6円 ③ 9円
Ⅱ （日：4単位） （Ⅱ） ① 4円 ② 8円 ③ 12円

別に厚生労働大臣が定める基準（※1）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者（※2）に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算します。

（※1）認知症対象者の割合が1/2以上、認知症ケア研修の実施等

（※2）日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する認知症ご利用者

☆介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

介護職員等の賃金改善や業務改善を目的とした加算です。月総単位数の24.5%を加算して、お支払金額とさせていただきます。

<その他の費用について>

* ケアコールの端末は電話回線に設置しますが、ご利用者宅から事業所への通報に係る通信料はご利用者負担となります。

* 3ヶ月ごとのモニタリングやその他必要に応じて行う機器のテストに係る通信料も、ご利用者負担となります。

* 固定電話の場合は、ご利用者ごとの契約内容によって通信料は変化します。

* 携帯の端末をご利用されている方は、午後9時から午前1時の間のご利用者から事業所への通報に係る通信料は、ご利用者の負担となります。

* 訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

* 通常の事業の実施地域を越えてサービスを実施する場合には、交通費として以下の料金をいただきます。

通常の実地地域を越えた地点から、片道1kmあたり30円（税込料金）

改定：令和6年6月1日